

## 弘前サクラオーバルズ選手規約

### 第1条(目的)

NPO 法人弘前サクラオーバルズ(以下、本クラブ)に所属する選手は、ラグビーを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツへの正しい理解を深め、心身とも健全な育成を図ることを目的とする。

### 第2条(入会資格)

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

1. 本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
2. 本クラブの理事長が入会を認めたもの。

### 第3条(入会手続)

1. 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本クラブに申し込むものとする。

### 第4条(会費等)

1. 本クラブに入会をする者は、以下の会費を納入するものとする。

カテゴリー	会費	期間	支払日
スクール	※12,000 円	年	前月末日
U-18	5,000 円	年	入会時
トップ	5,000 円	年	入会時

2. スクール選手に限り、年度途中の入会者については、入会月から年度末までの月数×1,000 円を会費として納入するものとする。

### 第5条(会費の不返還)

1. 一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

### 第6条(会費の滞納)

1. クラブ選手が、会費の納入を怠ったときは、本クラブは指導を停止し、または当該クラブ選手を退会させることができる。

### 第7条(指導内容)

1. 本クラブは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

### 第8条(練習日及び時間)

1. 本クラブの練習日、時間については、クラブが定めた年間スケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にクラブ選手に通知する。

### 第9条(クラブ選手のモラル)

クラブ選手は次の事項を厳守しなければならない。

1. フェアプレー精神をモットーとし、クラブ選手全員がラグビーに親しみ楽しめるよう努めること。
2. 本クラブの目的に沿うよう努めること。
3. 本規約及び本クラブの定める諸規則を遵守すること。

4. 練習及び試合に際して、本クラブが指定したスポーツウェア等がある場合にはそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。

#### 第10条(退会)

1. 退会を希望するクラブ選手は、別途定める期日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。

#### 第11条(クラブ選手の変更事項)

1. クラブ選手は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

#### 第12条(除名)

1. 本規約に違反する等、クラブ選手としてふさわしくないと認めた者に対し、本クラブは退会させることができる。

#### 第13条(事故の責任)

1. クラブ選手は、本クラブが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本クラブ及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. クラブ選手は本クラブが指定する団体総合補償制度費用保険に必ず加入するものとする。

#### 第14条(休校・閉鎖)

1. 天災地変、社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本クラブを休校、もしくは閉鎖することがある。

#### 第15条(写真・映像の使用)

1. 本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を NPO 法人弘前サクラオーバルズのホームページ、その他、NPO 法人弘前サクラオーバルズが関係するプロモーションに使用する場合があります。

#### 第16条(個人情報の取り扱い)

1. 本クラブは、法令を遵守し、厳正に取り扱う。

#### 第17条(細則)

1. 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本クラブが別に定める。
2. 本規約に変更が生じる場合、理事会にて承認後の改定とする。

#### 第18条(発効)

1. 本規約は 2019 年 4 月 1 日より発効するものとします。

#### 改定履歴

改定日	条項	変更の内容
2019年4月1日		新規制定
2019年8月1日	第4条	年度途中の入会者に対する会費設定
2019年8月1日	第17条	規約変更方法の追記